

障害をもつ人の参政権保障のために郵便投票の拡充を認める判決を

2020年の岡山県知事選で、肢体障害4級の女性が郵便投票を希望したものの郵便投票の対象は障害等級1、2級だとして認められず、投票する権利を奪われたとして国を訴えた裁判で、岡山地方裁判所は原告の訴えを棄却しました。

判決は、原告に自転車での移動歴や通院などのタクシー利用もあることから、「徒歩や自転車で移動したり、少なくともタクシーを利用して移動して投票を行うことが可能であった」とし、「原告の選挙権の行使が侵害された状態」ではないとしました。しかし、選挙権は、国民が政治に参加する重要な機会を保障する、議会制民主主義の基本です。この判決は、誰もが自由に投票することを保障した日本国憲法に違反するものです。

障害をもつ人は、これまでも参政権の侵害に対して、権利を認めさせてきました。「自書」が条件だった郵便投票で、全身の筋力が低下する筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者が国を提訴。この裁判でも国は、ALS患者の投票について「困難であるが不可能ではない」として、「人工呼吸器をつけたALS患者がボランティアに投票所まで送迎してもらい代理投票を行った」ことをあげました。しかし2002年11月28日、東京地方裁判所は「この状態は憲法違反である」とし、「ALS患者が投票所に行くことは、人工呼吸器を一度は外し、生命の危険もあることから、社会通念上投票は不可能である」と明言しました。

今回の判決は、体が不自由で転倒したら事故が起きるかもしれない原告に対して、自転車に乗って投票所に行けるのではないかと言い、また、日によって体調の変化も大きい障害者の実情に目を向けたものともなっていません。さらに、生活が苦しい障害をもつ人にタクシーで投票所に行きなさいとも言っているのです。こんな不当なことはありません。

「障害者権利条約」29条政治的権利の項では、「障害者の政治的権利とこの権利を行使する他の人との平等の機会を保障し、具体的な措置を定めて」います。判決は世界の民主主義と障害をもつ人の権利保障の流れに逆行するものです。

ALS投票権裁判の結果を受けて、2003年に公職選挙法の改正が行なわれ郵便投票での代理投票が認められました。その際「政府は選挙権が議会制民主主義の根幹をなすことに鑑み、国民に投票の機会の保障が確保されるように特別配慮を行うべき」として、郵便投票の拡充、担当者が自宅を訪問して投票を受け付ける巡回投票の導入等、「すべての国民に選挙権行使の機会が保障されるように検討を行い、必要な措置を講じること」との附帯決議が採択されました。それから20年、国は必要な検討や措置を怠ってきたのです。

私たちは、貴裁判所が、原告の主張にしっかり耳を傾け、障害をもつ人の郵便投票の権利を保障する判決を言い渡されるように強く要請します。

広島高等裁判所岡山支部御中

お名前	ご住所（都道府県名からお書きください）

【署名呼びかけ団体】障害をもつ人の参政権保障連絡会

代表世話人：井上英夫（金沢大学名誉教授）、市橋博（障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会会長）

【署名送付先】〒174-0063 東京都板橋区前野町2-3-1-405（高梨恵子方）

Email：k.takanashi1962@gmail.com